

税の富裕層包囲網、順々に

富裕層包囲網とは

以前にもお話ししました金融資産5億円以上を保有する「超富裕層」といわれる資産家を包囲する国税の体制については、まとめると右の5つのステップになります。このうち国外財産調書の平成26年分の提出結果が、先日公表されました。

富裕層を囲い込む管理体制強化策

1. 国外財産調書 →2014年から実施済
2. 出国税（国外転出時にみなし譲渡益課税）→2015年7月から実施済
3. 財産債務調書（個人版貸借対照表）→2016年から
4. 自動的情報交換（非居住者の金融口座情報）→2017年から
5. マイナンバーによる金融資産・所得の一括管理 →2021年から

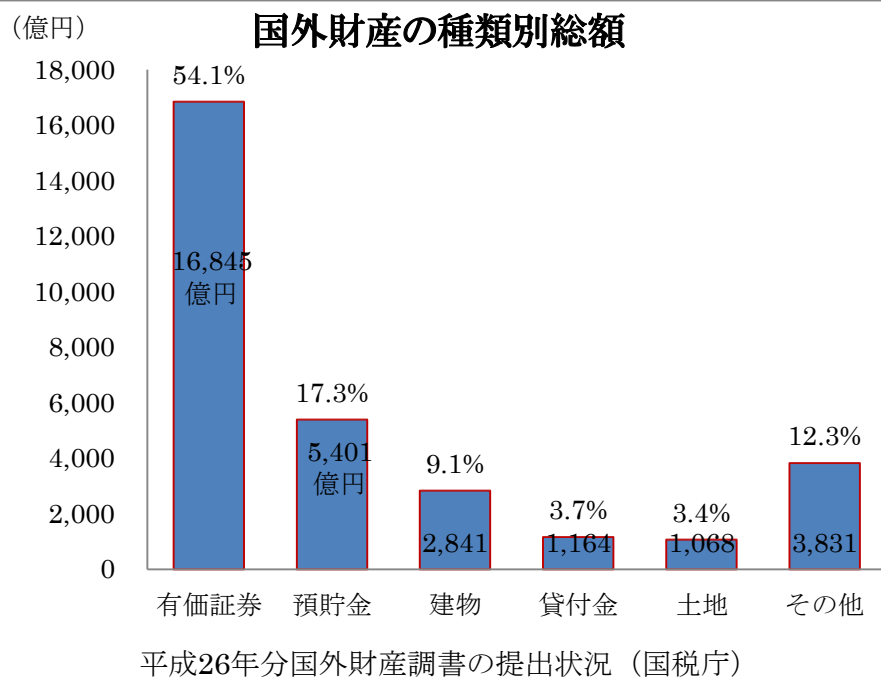
平成26年分の国外財産調書の提出状況

国税庁の発表によると、国外財産調書制度に基づいて、去年の年末時点での資産を申告した8,184人についてまとめると、資産の総額は3兆1,150億円で、前の年よりも6,000億円増え、1人当たりの平均は3億8,000万円となりました。この制度は日本国内に住んでいて海外に5,000万円を超える資産を保有している日本人などの富裕層に対し、毎年、資産の内容を税務署に申告することを義務づける制度で去年から、始まりました。

これを種類別にみると、株式などの有価証券が1兆6,845億円と全体の54%を占め、次いで預貯金の5,401億円、建物の2,841億円となっています。

海外資産の総額が大幅に増えたのは、申告した人が前の年よりも2,600人以上多かったためで、国税庁によりますと、富裕層への申告制度の周知が進んだことが要因と考えられるということです。

しかし純金融資産保有額が5億円以上の「超富裕層」だけでも5.4万世帯、73兆円の金融資産を持つといわれているのです。（2013年時点、野村総合研究所調べ）5,000万円以上の国外資産を持つ人がたった8,184人、3兆円なのでしょうか。国外資産ゆえに時価が判定しづらいのかもしれませんが。



富裕層包囲網は次々と続く

今年はさらに対象は1億円以上の株式資産が対象ですが、出国税も導入されました。また、富裕層にとってはもっと厄介な「財産債務調書」が平成27年分（28年3月申告）の申告期限が近付きます。従来の「財産債務明細書」に代わるもので、年収の合計額が2000万円以上に加えて、12月31日時点で評価額が3億円以上の資産を保有するか、もしくは総額1億円以上の国外資産を保有するかで申告が必要となります。順々に富裕層を囲い込む国税の包囲網に、息苦しさをを感じる方も多いことでしょう。